

▼平成十三年度大崎町介護保険事業特別会計  
補正予算（第三号）

一千七十万三千円を増額  
総額十二億三千六百九十一万四千円

補正の主なものは、居  
宅及び施設入所の要介護  
者等に対しての保険給付  
費が見込みよりも伸びた  
ことによるものです。

◎ 条例関係

▼大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例の一部改正

一般職の職員の勤務時  
間、休暇等に関する法律  
の一部が改正されたこと  
により、改正を行うもの  
です。

▼大崎町職員の育児休業等に関する条例等の  
一部改正

地方公務員の育児休業  
等に関する法律の一部が  
改正されたことにより、  
改正を行うものです。

▼非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部改正

外国語指導助手（A L  
T）と選挙従事者等の報  
酬について改正するもの  
です。

▼大崎町青少年研修基金の設置及び運用に  
関する条例等の一部改正

四月からペイオフが解  
禁されることに伴い、町  
の公金預金の安全かつ確  
実な管理を図るために、  
基金に関する条例のうち、  
繰り替え運用の規程のな  
い条例について、繰り替  
え運用ができるように、  
新たに条文を加えるもの  
です。

▼大崎町人材育成基金条例の全部を改正する  
条例の制定

現在基金利子で運用し  
ている人材育成事業補助  
金の財源が、わずかしか  
確保できず、基金の目的  
を達成しがたい状況にあ  
ることから、基金の取り  
崩しができるよう条例の  
全部を改正するものです。